



平成28年4月27日

各 位

上場会社名	東洋テック株式会社
コード番号	9686
代表者名	代表取締役社長 田中 卓
上場取引所	東証2部
問合せ先	取締役専務執行役員 管理本部長 仁田吉彦 (TEL 06-6563-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月21日開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更され、新たに社外取締役でない業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。

これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第26条(取締役の責任免除)及び第34条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、本議案のうち、当社現行定款第26条の変更に関する議案の定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成28年6月21日(火)(予定)
定款変更効力発生日	平成28年6月21日(火)(予定)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。</p> <p>第 27 条～第 33 条 （条文省略）</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (同左)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。</p> <p>第 27 条～第 33 条 （現行のとおり）</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 34 条 (同左)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。</p>